

児童発達支援センターと事業について

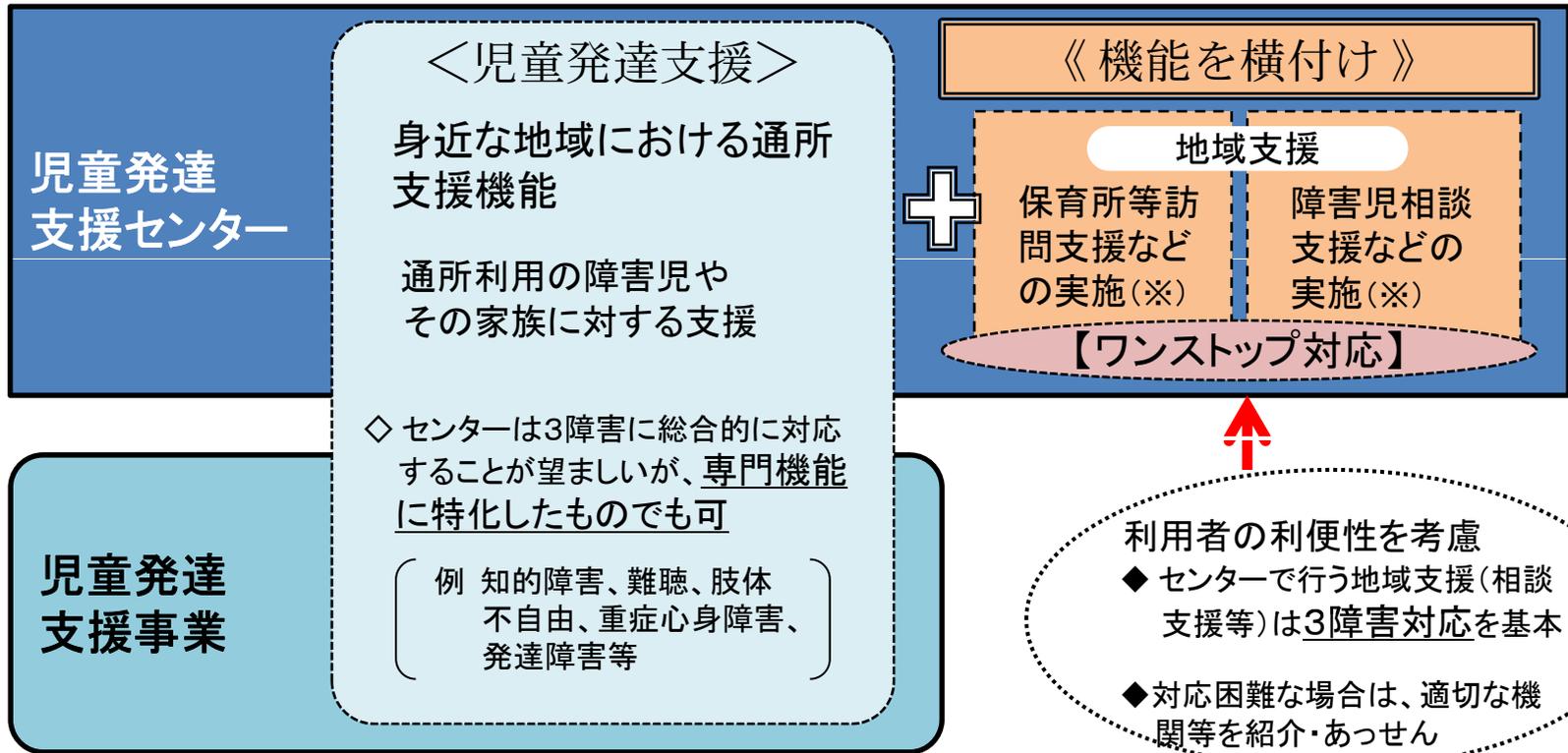
法 児童発達支援は、
 ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
 ②それ以外の「児童発達支援事業」
 の2類型

法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

→ 「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。

